六　知的財産（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第一項に規定するものをいう。）の創造、保護及び活用の推進を図るための基本的な政策に関する事項
七　構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定するものをいう。）における経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るための基本的な政策に関する事項
八　地域再生（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
九　道州制特別区域（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第二条第一項に規定するものをいう。）における広域行政（同条第二項に規定するものをいう。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項
十　総合特別区域（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三号の五において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進を図るための基本的な政策に関する事項
第四条第一項に次の一号を加える。
三十　海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
第四条第二項中「高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護、自殺対策の推進及び子どもの貧困対策の推進に関する政策その他の」を「内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい」に改め、「の重要政策」の下に「について、当該重要政策」を加え、「当該重要政策に関し」を削る。
第四条第三項第二号の次に次の一号を加える。
二の二　中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。
第四条第三項第三号の二中「（平成十四年法律第百八十九号）」を削り、同項第三号の三中「（平成十七年法律第二十四号）」を削り、同項第三号の四を削り、同項第三号の五中「（平成十八年法律第百十六号）」を削り、同号を同項第三号の四とし、同項第三号の六中「（平成二十三年法律第八十一号）」及び「（同法第二条第一項に規定する総合特別区域をいう。）」を削り、同号を同項第三号の五とし、同項中第三号の七を第三号の六とし、同項第六号の二中「第一項第三号の三」を「第一項第十二号」に改め、同項中第二十七号の三を削り、第二十七号の四を第二十七号の三とし、第二十七号の五を第二十七号の四とし、第二十七号の六を第二十七号の五とし、第四十六号及び第四十六号の二を削り、第四十六号の三を第四十六号とし、第四十六号の四を第四十六号の二とし、第五十号の二及び第五十三号を削り、第五十二号の二を第五十三号とし、第五十四号の二を削り、第五十四号の三を第五十四号の二とし、第五十四号の四を第五十四号の三とし、第五十四号の五を第五十四号の四とし、同項第五十九号中「第五条第二項及び第三項」を「第五条第四項及び第五項」に改め、同項第六十号及び第六十一号中「第四条」を「第四条第一項」に改める。
第十条中「第四条第一項第十一号から第十三号まで」を「第四条第一項第二十二号から第二十四号まで」に改める。
第十一条中「第四条第一項第十五号及び第三項第六十号」を「第四条第一項第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（金融庁設置法第四条第二項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十号」に改める。
第十一条の二中「第四条第一項第十六号及び第十七号並びに第三項第二十七号の二」を「第四条第一項第二十七号及び第二十八号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（消費者庁及び消費者委員会設置法第四条第三項の規定により消費者庁の所掌に属するものに限る。）並びに第四条第三項第二十七号の二」に改める。
第十一条の三中「第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六まで」を「第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の五まで」に改める。
第二十六条第二項中「第四条第一項第四号から第六号の二まで」を「第四条第一項第十三号から第十六号まで」に改める。
第三十七条第三項の表官民競争入札等監理委員会の項、統計委員会の項及び情報公開・個人情報保護審査会の項を削る。
第四十条第一項中「本府に」の下に「、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局」を、「子ども・子育て本部」の下に「、総合海洋政策推進事務局」を加え、同条第三項の表食育推進会議の項を削り、同表犯罪被害者等施策推進会議の項中「犯罪被害者等基本法」の下に「（平成十六年法律第百六十一号）」を加え、同表自殺総合対策会議の項を削り、同条の次に次の三条を加える。
（地方創生推進事務局）
第四十条の二　地方創生推進事務局は、第四条第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十号及び第十一号並びに第三項第二号の二、第三号の二、第三号の三、第三号の五及び第三号の六に掲げる事務をつかさどる。
2　地方創生推進事務局の長は、地方創生推進事務局長とする。
3　地方創生推進事務局に、所要の職員を置く。
4　前二項に定めるもののほか、地方創生推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。
（知的財産戦略推進事務局）
第四十条の三　知的財産戦略推進事務局は、第四条第一項第六号に掲げる事務をつかさどる。
2　知的財産戦略推進事務局の長は、知的財産戦略推進事務局長とする。
3　知的財産戦略推進事務局に、所要の職員を置く。
4　前二項に定めるもののほか、知的財産戦略推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。
（宇宙開発戦略推進事務局）
第四十条の四　宇宙開発戦略推進事務局は、第四条第一項第十七号及び第三項第七号の四から第七号の七までに掲げる事務をつかさどる。
2　宇宙開発戦略推進事務局の長は、宇宙開発戦略推進事務局長とする。
3　宇宙開発戦略推進事務局に、所要の職員を置く。
4　前二項に定めるもののほか、宇宙開発戦略推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。
第四十一条第一項中「第四条第一項第十三号」を「第四条第一項第二十四号」に改める。
第四十一条の二第一項中「第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六まで」を「第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の五まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（総合海洋政策推進事務局）
第四十一条の三　総合海洋政策推進事務局は、第四条第一項第三十号に掲げる事務をつかさどる。
2　総合海洋政策推進事務局の長は、総合海洋政策推進事務局長とする。
3　総合海洋政策推進事務局に、所要の職員を置く。
4　前二項に定めるもののほか、総合海洋政策推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。
第四十四条第一項第二号中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に、「同条第五十八号」を「同項第五十八号」に改める。
附則第二条の二第一項中「同条第一項第八号」を「同条第一項第十九号」に改める。
（警察法の一部改正）
第三条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。
第五条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「規定する」を「定める」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。
6　前二項に定めるもののほか、国家公安委員会は、第二項の任務を達成するため、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第二項に規定する事務のうち、第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。